

## 令和7年度地域集会所整備費補助金 制度概要

	主な条件	対象面積・補助金額
<b>新築</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3以上の町内会が建設主体であること。 2以下の場合は、総世帯数が概ね600世帯以上。</li> <li>② 建設用地が確保されていること。</li> <li>③ 公民館等から遠距離にあり、利用が不便であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯数101～300の場合 対象面積は115.5㎡(約35坪)まで <math>115.5\text{ m}^2/3.3\text{ m}^2 \times</math> 実施建設単価(318,000円まで) <math>\times 1/2 =</math> <u>5,565,000円</u></li> <li>・ 世帯数301～500の場合 対象面積は165㎡(約50坪)まで <math>165\text{ m}^2/3.3\text{ m}^2 \times</math> 実施建設単価(318,000円まで) <math>\times 1/2 =</math> <u>7,950,000円</u></li> <li>・ 世帯数501～の場合 対象面積は231㎡(約70坪)まで <math>231\text{ m}^2/3.3\text{ m}^2 \times</math> 実施建設単価(318,000円まで) <math>\times 1/2 =</math> <u>11,130,000円</u></li> </ul>
<b>建替え</b>	市補助金を受けて新築又は建替えをしたものについては、新築又は建替え後24年以上経過していること。(災害等除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯数にかかわらず 対象面積は297㎡(約90坪)まで <math>297\text{ m}^2/3.3\text{ m}^2 \times</math> 実施建設単価(318,000円まで) <math>\times 1/2 =</math> <u>14,310,000円</u></li> </ul>
<b>改修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 改修工事経費が100万円以上。</li> <li>② 補助金を受けて新築、建替え、改修したものについては、新築又は建替え後15年以上、改修後10年以上経過していること。(災害等による場合を除く。)</li> </ul>	改修工事経費の1/2以内の額。 上限額 <u>2,000,000円</u>
<b>トイレ水洗化等に伴う改修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道又は農業集落排水処理施設(以下「処理施設」)への接続及び付帯する改修工事経費の合計額が50万円以上。</li> <li>② 合併処理浄化槽の設置及び付帯する改修工事経費の合計額が100万円以上。 なお、浄化槽の設置に当たっては、下水道又は農業集落排水供用開始区域(以下「供用開始区域」)外にあり、本管敷設が当分見込まれないこと。</li> <li>③ 補助金を受けて新築、建替え、トイレ水洗化等に伴う改修をしたものについては、新築、建替え後15年以上、トイレ水洗化等に伴う改修後10年以上経過していること(災害等による場合を除く)。</li> </ul>	トイレ水洗化等に伴う改修工事経費の1/2以内の額。 上限額 <u>2,000,000円</u>
<b>トイレ洋式化に伴う改修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 既設便器の洋式化及び付帯する改修工事経費の合計額が10万円以上。</li> <li>② 供用開始区域内にある地域集会所の場合は、処理施設に接続していること。</li> <li>③ 補助金交付は、1施設につき1回限りとする。</li> </ul>	トイレ洋式化に伴う改修工事経費の1/2以内の額。 上限額 <u>250,000円</u>

※同一年度内に改修、トイレ水洗化等及びトイレ洋式化に伴う改修を行う場合、補助金は重複して交付しない。  
(一財)自治総合センターのコミュニティセンター助成事業を実施する場合、補助金は重複して交付しない。